

東芝差別争議 中労委で最終審問

東芝差別是正争議の中央労働委員会での審問は、二月五日に終了します。早期解決に向け労使の主な主張を整理します。

東芝は、事務技術職の役職差別の是正は認め、技能職の役職是正を渋る

会社は前回の審問で、製造部門の課長を証人として立て、「技能職の人達が役職につくのは非常にまれなことであり、申立人らが役職につけないのは、役職任命基準に適合していないからである」と主張しました。

ところが、会社の人事制度が年功的に運用されてきたことは、本社人事部門の堀岡証人からも明らかです。

実態調査結果を示した下の表のように

申立人らの同期同学歴者のほとんどは役職についています。

2000年時点での申立人らと同期同学歴者の役職者数		
申立人	在籍人数	役職者数
松本	16人	12人
石川	33人	30人
中村	51人	46人

東芝京浜事業所の実態調査結果

また、申立人らの仕事ぶりは直属の上司も認め、申立人の上司は、「資格や職務給等級の昇給申請をおこなっても、勤労課の指示で、ダメだった」と申立人らにこぼしています。

東芝は申立人らの活動は組合活動ではなくて、政治活動であると主張

東芝は「申立人らが会社の門前や最寄の駅で配布したビラは、政党名をつけており、政治活動である」と主張しています。

申立人らが配布したビラは、「春闘で賃上げを、サービス残業なくそう」「作業服を支給せよ」「早期退職の強要はやめよ!」

など、職場の労働者の切実な要求の実現をめざしたものであり労働組合活動であると、最高裁の判例でも認めています。

東芝は、在職者と退職者の差別是正と償いを決断せよ

東芝本社勤労部が作成した「問題者」リストには五百人の人達の名前がのっています。

東芝の職場を明るくする会に結集する申立人をはじめとした会社から差別を受けてきた人達は、会社に対して差別の是正と償いを求めています。

私たちの要求

申立人及び申立外の人達へは賃金・資格・退職金ポイントを是正し、役職に登用すること。また、是正を受けて退職した人達に差別の償いをさせ、組合活動や思想信条による差別をなくすこと。

全面一括解決を

是正と償いを求める人達は、全国にいます。神奈川県だけでなく、東京の青梅と府中、愛知県や三重県にもいます。

会社は、いままでに不当労働行為によって差別されたすべての人たちの差別を是正し償って早期解決すべきです。



2007.11.9浜松町駅 中労委デモ

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会

〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20大幸ビル402川崎労連内
TEL 044-211-5164 FAX 044-2112411 2008年2月5日

東芝の職場を明るくする会 ホームページ

70万アクセス突破!

検索のキーワードは「東芝の職場」



第2次神奈川県労委命令の要旨

- 一、東芝が、申立人らを「問題者」として排除し組合活動の弱体化を意図して、差別扱いをしてきたのは、不当労働行為である。
- 二、秘密組織「東芝扇会 = 自己啓発の会」を活用した組合支配介入は、不当労働行為である。
- 三、東芝は、申立人の賃金、資格、等級、役職の差別を是正すること（主務・作業長等の役職にあった者として扱うこと）。
- 四、東芝は、是正後の賃金・賞与の格差相当額に年率5分相当額を加算して支払うこと。
- 五、東芝は、縦1m、横1.5mの白紙に記載した謝罪文を本社と各工場入口に掲示して他の従業員にも周知し、組合活動の自由を具体的に保障すること。

東芝差別是正争議とは

- 1988年 労働運動を強める東芝の会を結成
労働組合の強化、要求実現、差別是正に取り組む
- 1995年 東芝の職場を明るくする会を結成
第1次申立人10名が神奈川県労委申立
全国12工場の45名・差別是正社長申し入れ
- 2001年 **第1次申立人が地労委で勝利命令**
- 2002年 青梅工場8名・差別是正本社申し入れ
- 2003年 第2次申立人9名が、神奈川県労委申立
東京・神奈川6工場30名・差別是正社長申し入れ
- 2004年 **第1次申立人が、中労委で勝利命令**
- 2005年 東芝争議支援共闘会議を結成
退職者58名・早期全面一括解決社長申し入れ
中労委が東芝に命令履行を求め緊急命令申立
- 2006年 **第2次申立人が、県労委で勝利命令**
申立人と職場の仲間96名が解決要求書提出
- 2007年 中労委で和解協議と再審査開始
差別の是正と償いを求め全面一括解決を要求
- 2008年 中労委結審

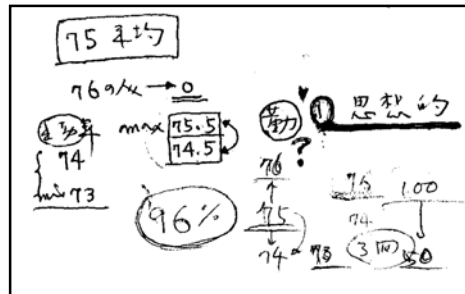


東芝深谷工場の液晶開発技術者 重光さんに ご支援を 過労うつ病解雇裁判の傍聴を

同僚が2人も自殺に追い込まれた職場で、液晶製品の開発技術者として働いていた重光由美さんは、過労死ラインをこえる長時間残業・過重労働を何ヶ月も繰り返すなかで「うつ病」になってしまいました。重光さんが、「過労うつ病・労災」を熊谷労基署に申告したところ、東芝は不当にも解雇しました。その後、熊谷労基署は会社の言い分だけを採用し、労災不支給の不当決定をしました。

労災不支給事件（東京地裁 民事36部）
2月13日（水）16時30分～ 進行協議
不当解雇事件（東京地裁619法廷）
3月25日（火）13時10分～ 判決

（上司）あなたの査定は、勤労課がやっている。
私には、どうにもならないんです。



私が課長にマイナス査定
の理由を聞いたところ、
課長は左のメモを書いて、
「勤労が、思想的に問題だ
と言うんです」と説明。
（神奈川県労働委員会での証言より）

東芝は差別や人権侵害をやめよ
東芝は企業の社会的責任を果たせ